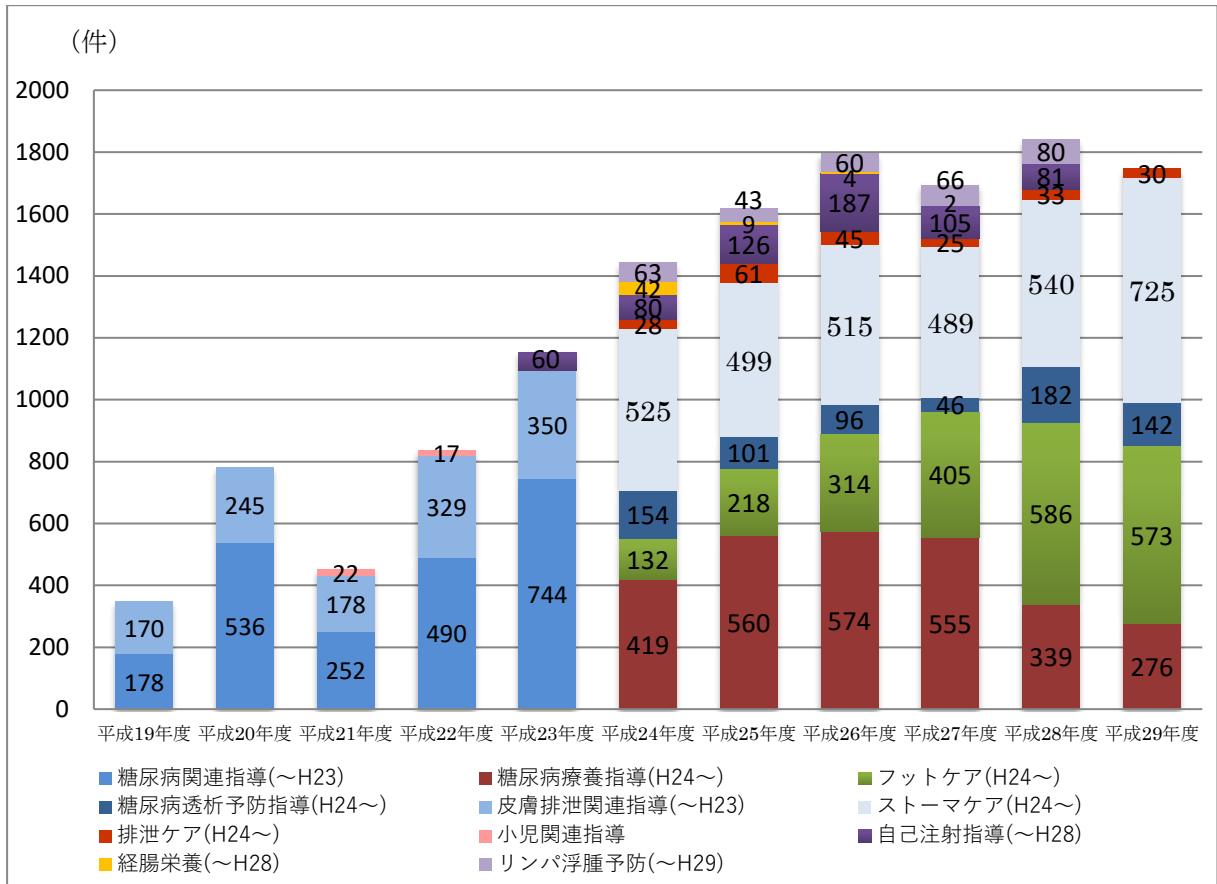


7.6. 療養指導数の推移



平成24年度の診療報酬改定により、加算の算定に沿った項目として集計方法を変更した（皮膚排泄関連指導を排泄ケア・ストーマケア、糖尿病関連指導をフットケア・糖尿病透析予防指導・糖尿病療養指導）。平成29年度より自己注射指導（インシュリン以外）は内科外来に、リンパ浮腫指導は婦人科・泌尿器科に移行しているため、公衆衛生看護科の集計より外れている。そのため、「排泄ケア」「ストーマケア」「フットケア」「糖尿病透析予防指導」「糖尿病療養指導」の5つの療養指導件数の推移を示した。

経年的に療養指導件数が増加しているのは「ストーマケア」であり、病棟所属でストーマ講習会受講修了資格を持つ看護師を外来担当者として育成し、入院から在宅へ一貫した指導が可能となった。指導の質の向上と共に入院からの継続患者が増加していると考えられる。平成28年度と比較して療養指導件数が減少しているのは、「フットケア」「糖尿病療養指導」「糖尿病透析予防指導」であった。「フットケア」の減少は微弱であるが、平成30年4月より外来枠を週2日から週5日に拡大した。更に、入院患者は対象外であったが、平成29年度より退院後の外来通院へと繋げるため入院患者も対象患者として拡大した。これらの拡大は、今後「フットケア」の療養指導件数の増加に繋がると考えられる。

「糖尿病療養指導」は、平成28年度に新薬導入による特需的な増加と考えられ、「糖尿病透析予防指導」は医師の判断に大きく影響されるため、医師と相談しながら依頼の必要性を検討していきたい。